

九州地方整備局営繕部及び営繕事務所において令和8年3月1日から適用する労務単価

公共工事設計労務単価として設定されなかった一部単価については、以下のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

参考値

単位：円

	都道府県名	建築ブロック工	タイル工	建具工
九州	40 福岡県	31,000	33,500	27,400
	41 佐賀県	31,000	33,500	27,500
	42 長崎県	31,000	33,500	27,400
	43 熊本県	31,000	33,500	27,400
	44 大分県	31,000	33,500	27,300
	45 宮崎県	31,000	33,500	27,400
	46 鹿児島県	31,000	33,500	27,300

(所定労働時間内8時間当たりの単価)